

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷五十四第

行發日一月二十年二十和昭

論叢

資金の増減伸縮の機構……………經濟學博士 小島 昌太郎
 社會的文化的變動の形式……………文學博士 米田 庄太郎
 資本主義の純粹理論……………文學博士 高田 保馬

時論

國稅の部分的改正……………經濟學博士 汐見 三郎

研究

ナチス政策と獨逸社會保險の改革……………經濟學士 中川 與之助
 明治維新の經濟的意義……………經濟學士 堀江 保藏
 再保險の經濟的本質……………經濟學士 佐波 宣平
 立地理論の一展開……………經濟學士 菊田 太郎

說苑

ゲルストナーの經營分析論……………經濟學士 岡部 利良
 スツイゲテイのダンピング理論……………經濟學士 岡倉 伯士

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
 本誌第四十五卷總目錄

(禁轉載)

明治維新の經濟的意義

堀江保藏

一 序 言

明治維新を佛蘭西革命や英國の名譽革命と比較することは、往々にして爲されるところであるが、之を無條件に比較してその異同を云々することは必ずしも妥當ではない。蓋し明治維新は、之によつて我國が封建國家より、近世國家的統一を完成した變革であり、佛蘭西革命や名譽革命は、近世國家的主權者の絶對王政・專制主義に對する民主々義的の革命であつたからである。今中教授が『明治維新は「王政復古」と云ふ大義名分によつて行はれた政治革命である。それは決して西洋において第十八世紀以後に起つて來たやうな、民主革命に相當するものではなく、それに先んずる民族國家王政樹立の革命であつて、それは「民族革命」又は「國民革命」と呼ばるべきものに相當してゐる。すなはち民族國家創生のための政治革命である』¹⁾云々と述べて居られるのは誠に肯綮に値する。併し乍ら、之を以て直ちに英國及佛蘭西等の近世國家的統一と異らざるものであると考へるならば、それは不明の譏りを免れないであらう。蓋し明治維新は、民主革命的要素を多分に包含し隨伴してゐたからである。いふ迄もなく封建國家より近世國家的統一へ進むためには、貨幣經濟・商品經濟の發達をその社會的・經濟的要件とす

1) 今中次麿「日本政治史大綱」233頁

る。それが更に民主々義的の革命に發展するためには、貨幣及商品經濟の更に高度の發展を要求する。我國維新前の状態は、既に民主々義的の革命を受入れるに足るべき程度に、貨幣經濟の前には土地經濟は無力化して居り、況んや變革運動の重要なる契機となつたものが、既に民主々義革命を完成せる先進資本主義國との接觸であつたのに於ては、明治維新は必然的にそのうちに民主革命的要素を包含せざるを得なかつたのである。

言ふ迄もなく、民族的統一をその内容とする近世國家の成立は、近世資本主義經濟の生育すべき重要な温床となつた。國內關稅制度其他の封建的諸制度の撤廢により、或は多量の金銀を流入せしむることによつて國內市場を廣擴し、植民地の獲得によつて國外市場を開拓し、此等の市場に適應するために生産の發達を保護獎勵し、植民地貿易を援助することによつて、莫大なる資本の蓄積を可能ならしめ、近代的會社企業の發達を助成するなど、數へ來れば枚擧に遑がないであらう。また民主々義革命の完成は、いふ迄もなく資本主義經濟の發展の前に坦々たる大道を切開いたものであつて、各國ともにかゝる革命が如何なる形に於て行はれようとも、之によつて資本主義の發展が加速せられたことは、之を否定するを得ない。明治維新は斯くの如き二つの性質の革命を同時に且つ一體的に行つたものであつた。諸外國の例によれば、此等二つの革命の間には一世紀乃至二・三世紀の長年月が經過し、その間に封建的殘滓は漸次清掃されて行つたが、我國に於てはその經過期間は殆ど一瞬間に過ぎなかつた。茲に明治維新の特色があり、我國資本主義成立過程の特色がある。封建制度の殘滓が徹底的に除去せられ得なかつたと稱せらるゝ所以も亦こゝに存するであらう。

二 近世國家的統一の機運

我國はその地理的環境の故に、民族的統一の機運が何時頃から醸成せられてゐたか、之を識別する事は極めて困難である。併し之を古へに溯ることは省略し、近世の状態を見るに、徳川時代は既にその統一に進まんとしてゐた時代であると考へる事が出来る。徳川時代は封建制度の完成期であると同時に、またその變質期であつた。

即ち分權的なることをその本質とする封建制度が、幕府によつて集權的に統一せられてゐたことそれ自身、重要な變質と目すべきであつて、其結果全國的に平和が齎らされ、封建制度のよつて立つ土地經濟的基礎と矛盾するところの、商品經濟・貨幣經濟の發達が促がされた。幕府の集權的權力は、諸侯に土地を給與しその土地及人民の支配權を與へることによつて保たれたが、併し幕臣及び諸侯の家臣が、その一部を除き、封祿として受けしものは、土地ではなく藏米であつて、茲に封建的支配階級たる武士階級が、土地並に人民の支配權を離れ、俸給生活者的・官僚的要素を多分に持つに至つたことを示すものがある。之亦封建制度變質の重要な表徴であつて、此等の變質はとりも直さずそこに近世國家的要素の發達を窺はしむるものであらう。

更にこの統一を基礎づけるものとして、そこには商品の全國的流通の發達があつた。この發達は、上述の如く徳川氏の集權的政權の掌握によつて海内に平和が齎らされた結果であり、集權的政權の一内容として貨幣が全國的に統一せられた結果であるが、併し之のみではない。徳川氏はその一面に於ては一個の大なる封建領主に過ぎなかつたが、その領土が江戸・大阪・長崎等の如き商品經濟發達の上に樞要なる地域を包含し、而もそれが自由市

場なりしことが注意せられねばならない。諸侯の領土は幕府領と異つて概ね一所に固つて存在し、諸侯はこの領土の上に能ふ限り自給自足の經濟を營まんとした。或は國產獎勵政策を採り、或は領境に番所を設けて商品の移出入に統制を加へた。併し此等の政策は、幕府が海外に對して國を鎖し、鎖國の範圍内に於て自給自足を遂行せんとしたのとは全く異り、成るべく移入を減じ領外移出を盛んならしめんとしたものであつた。その前提要件は上述の自由市場而も廣大なる自由市場の存在であつて、茲に於て商品經濟は、諸侯の方策にも拘らず必然的に全國流通にまで發展すべき性質を持つて居り、事實全國流通の發達が見られたのであつた。この状態を全國經濟と呼ぶ。之を敢て國民經濟と稱せざるは、國民經濟は國家意思が直接國民各個の經濟に結び付いた綜體經濟であるに對し、徳川時代の經濟は未だ斯くの如き段階に到達してゐなかつたからであり、また國民經濟なる概念は國際經濟を豫想せる概念であるに對し、徳川時代の經濟は鎖國經濟であつたからである。併し何れともあれ、この全國經濟の發達は、集權的封建制度と緊密に結合して、徳川時代を近世國家的統一の手前へまで進め、更に次に來るべき國民的統一への物質的基礎をなすべきものであつた。

この全國的な商品及び貨幣經濟の前には、封建制度は、たとひそれが上述の如き性質を持つてゐたとしても、當然崩壊すべき運命にあつた。封建領主就中諸侯は、貨幣經濟に順應せんがために、國產獎勵・國產專賣の如き方策を講じたが、それは封建制度に寄生して富を累ねてゐた町人を抑壓し、或は之に伍して自己の存立基礎を補強し、以て多少の延命をなす事が出來た程度であつて、社會の大勢には到底打克つ事が出來なかつた。かゝる際に遭遇したのが外國資本主義の侵入である。之によつて我國が政治經濟の諸方面に大なる影響を蒙つたことはいふ

迄もないが、茲に取上ぐべきは、それが我國の近世國家的統一の機運に拍車を加へたことである。

幕末に於ける對外關係に於て重要視すべき事柄の一つは、佛蘭西が幕府を支援し、英國が討幕諸藩を支援したことである。佛蘭西が幕府を支援したのは將軍の實力を信じたからであつた。例へば文久二年佛蘭西公使は、朝廷に物質的實力を伴はぬことを指摘して、今輕々に朝廷の新政府が出現するかの如く豫想し、之を外交の對象とすることは許されぬと説き、慶應元年の條約勅許に際しても、佛蘭西公使は之を以て國法違反者であつた幕府が却つてその擁護者となつたと稱し、徳川政權の尙ほ存續すべきことを豫想してゐるかの如くである。現に徳川氏が大政を奉還し、鳥羽伏見の戰に敗れた後に於ても、幕府に再舉をすゝめ、必要な武器並に軍費はすべて之を佛蘭西より提供すべきことを説いてゐる。²⁾之に反して英國は、徳川政權の遠からず崩壊すべきことを豫見し、從つて外交交渉の對象を朝廷に求め、朝廷の權威に據つて幕府を仆さんとする諸藩を援助するの態度に出たのであつた。兩者のこの態度の相違には種々の原因が存するであらうが、政權の將來に對する認識の相違が重要な原因であつたことは疑ひ得ないであらう。⁶⁾

併し乍らこの相違にも拘らず、そこには本質的に同一のものがあつた。それは我國に於ける政權の統一を希求し且つ之を企圖してゐたことである。即ち佛蘭西は幕府を以て封建國家を近世國家に統一せしめんとし、英國は朝廷による近世國家的統一を希望してゐたのであつて、^注何れにしても我國の國民的統一により、自國の經濟的利益の伸張を圖らんとせしものに外ならない。從つて我國の資本主義經濟が、先進資本主義國との接觸によつてその發展を促されたと同様に、資本主義經濟成立の必須要件の一つである近世國家的統一も亦、先進列強の要求に

2) 大塚武松「幕末の外交」(岩波講座「日本歴史」第七卷)77頁

3) 同上、95頁

4) 「徳川慶喜公傳」第四卷、331頁

5) 大塚武松、前掲、77頁

6) 此點に就ては大隈侯の明言があるが(「大隈伯昔日譚」245頁)、引用を省略する。

よつて促進せられたものであると考へることが出来る。

(註) 我國の中央集權的統一の必要に關して、元治元年鎖港談判使節池田筑後守に對し、佛蘭西政府の要人が説いたところは左の如くである。曰く「佛人より筑州へ致説得候趣は、佛蘭西四五百年前の形勢、大小名各國に割據し、其國各其政令法度を異にし、爲此天下之擾亂殆ど息時無之、恰も日本六十餘州二百六十諸侯今日の形勢に同じ。輒近之世英明之主起て佛國の政令混一に歸し、已後始て今日の盛大を成すに至れり。今日本の威武をして海外に震輝せしめんと志候時は、先一に大名の權力を削り幕府の一致に歸し不申候而は難被行候。依之佛國に依頼し、速に海陸軍勢を起し、日本より佛國に依頼し、佛國を以て格別の保護と致、佛人之兵勢を借て諸侯の兵權を削り弱め候に非ずしては、日本威武張更は難被行との趣を以説得致候由云々と。英國側に於ける斯の如き意圖は必ずしも明白ではないが、英國が我國の統一を切望してゐた事は、長崎領事モリソンの報告書の次の句によつて明かである。曰く『ミカドに赴いてミカドとの間に改訂條約を結ばない限り、決して満足な對日關係が生じ得ないことは明かである。當面要求されてゐるのはかゝる手段であつて、若し全列強がこの目的のために聯合したならば、待望の且つ我々の關係に於て告知せられたる「新時代」は遂に開けるであらうし、日本自らは我々によつて内亂の禍害から救はれるであらう。』と。

三 近世國家的統一の完成

明治維新は主として下級武士階級の手によつて成就せられた。前述の如く徳川時代武士階級の大部分は土地を離れ、單に祿米の給與を受くるに過ぎなかつたが、此事は封建的結合關係を弛緩せしむる所以であつて、之に加ふるに階級の固定化、貨幣經濟の發達に伴ふ生活の貧困化は、彼等特に下級の武士階級をして下尅上の觀念を養はしめ、共通目的のために領域を超えて相提携せしむる結果となつた。彼等が變革運動を達成せしに就ては、勿論その背後に農民及び町人階級の力があつた事を否定することは出来ないが、その力は一般に能動的・積極的では

- 7) 服部之總「幕末に於ける世界情勢及び外交事情」(「日本資本主義發達史講座」) 46頁
- 8) 「續再夢記事」(尾佐竹猛「國際法より觀たる幕末外交物語」増補3頁所引)
- 9) 服部之總、前掲、43頁。M. Paske-Smith, *Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days, 1603-1868.* p. 164.

なかつた。之を農民に就て見るに、貨幣經濟と土地經濟との矛盾は封建領主の財政を窮乏に陥れ、其結果彼等の農民に對する誅求は加はり、誅求せられた農民は反抗運動を起した。併しその反抗運動は、積極的には百姓一揆となり、消極的には人口制限となつて現はれたに過ぎず、之によつて封建社會の基礎は動搖したけれども、全般に見てその反抗運動は積極的な變革運動ではなかつた。町人階級も亦その蓄積せる富力によつて、必ずしも封建領主の命に諾々として従はざるに至り、中には密貿易を企つるものさへあるに至つたが、併し彼等は變革運動にたづさはるには餘りに無力であり無自覺であつた。即ち全般的に見て、封建社會を仆すことは町人自らの自殺を意味する事柄であり、また進歩的知識の恩恵に浴することも大でなかつたから、維新の變革には積極的な役割を演じなかつたのである。尤も彼等の巨富の蓄積が封建社會の經濟的基礎に對して致命的な打撃を與へた事は勿論であり、また彼等の財力が維新の成就に對して重要な援助となつたことは言を俟たないところであつて、此等の事情が明治維新のうちに民主々義革命を包含せしめた一つの原因であつた事は後に述ぶるが如くである。

明治維新は早晚到來すべくして到來したものであるが、この變革に最も決定的な機會を與へたものは、外國資本主義の侵入であつた。變革運動に於て掲げられた標語のうち、最も有力なりしものは尊王攘夷であるが、そのうち攘夷論は幕府を倒すための方便に供せられたものであつて、變革運動の眼前の目的は幕府を倒すことにあつた。攘夷論が何故に勢力を得たかに就ては、次の如き事情がある。幕府が一般に禽獸視せられた外國人との交際の途を開いたこと、開國貿易の直接の影響として物價が異常に騰貴し、消費生活を混亂に陥れたことなどそれであつて、此等の事情によつて民心が幕府より離反しつゝあることを洞察せる變革運動者は、攘夷論を眞向に振翳

し、之を巧みに尊王論に結びつけ、この兩者を以て遂にその目的を達成したのであつた。然らば所謂尊王論は、同様に倒幕の方便に供せられたものであつたか。之は否定せられねばならない。蓋し朝廷は日本國家の權威であつて、従つてそれは目的ではなく、況んや手段でもなくして、絶對的のものであることが、當時の論者によつて意識せられてゐたからである。^(注)尤も國學其他學問の研究によつて勃興せる尊王思想が、尊王論として、變革運動の有力なる標語となり得たに就ては、一定の條件の存在を考へなければならぬ。その條件とは即ち幕府政權に對する否定の動向であつて、尊王論が徳川中期以後特に盛んになつた所以はこゝにあり、攘夷論と結び付いた所以も亦こゝに存する。

(註) 此事に關しては、當時外國人の間にも判然と認識せるものがあつた。例へば條約勅許に際して佛蘭西公使レオン・ロシニは「(前略)條約勅許の重大性は夙に覺つてはゐたが、今實際に當つて其重要なるに驚嘆するを禁じ得なかつた、それは數百年以來政治の實權を將軍の手に委ねられた結果、當然衰微せられてゐると思はれた天皇の稜威が少しも衰退してゐない、御門は今日も尙二千年前と同じく諸侯及び國民の眼には、此國の守護神であり、大黒柱であり、又政治の中心であつて、此存在なくば日本は直に無政府状態に陥る事と考へられてゐる」云々と述べてゐる。¹⁰⁾

以上要するに、維新の變革は朝廷の權威を中心に、主として下級武士階級の手によつて成就せられたものであるが、この朝廷の權威に、以前幕府が有してゐた支配力が結合し、以て我國が近世國家として完成するには、數年の歲月を要した。それは大體に於て、慶應三年十月九日の王政復古の大號令の渙發より、明治四年七月十四日の廢藩置縣の實施に至る數年間である。

明治元年三月及四月に五箇條の御誓文並に政體書が發布せられ、之によつて新日本の國是は確立した。此等に

よつて示されたところは、我國の完全なる中央集權的統一と、民主々義的な政治組織への變革とであつて、この國是に従つて新政府の施設は着々として進められたが、そこには之が障礙となるべき重要な事實が存した。それは、舊幕府の領地は既に官沒せられたと雖も、二百六十有餘の諸侯は依然その領地を維持し、その人民を直接統治してゐたことである。かくては舊幕府の政權を朝廷に回收したるに止まり、新政府の理想である王政復古の實を擧げることには出來ない。之を具體的な事柄に就て見るに、諸外國に對して我國の富強を圖るためには、兵馬の權を朝廷に集中統一し、兵制軍隊組織を一元化する必要があつた。また之を行ふためには歳入の増加を圖り、歳入源を確立する必要があつた。併し列藩尙ほ舊の如くなるに於ては、その實現の不可能なるや言を俟たない。かくて新政府樹立後議せられた最も重要な問題の一つは、封建的政治組織の打破であつた。

併し乍らそれには多大の困難が伴つた。その一つは、新政府の樞機に參畫せる人達は、概ね完全なる近世國家的統一を理想とすると雖も、彼等は同時に諸藩の人士にして、諸藩の封祿を食みし人達であつたことである。即ち一方に於ては大義名分を明かにして、名實共に土地・人民の支配權を奉還せしむべしと雖も、他方に於ては藩主の權勢を減殺することは私情に於て忍び得ざるものがあつたのである。¹¹⁾ その二は諸藩(藩主及藩士)が必ずしも王政復古の眞意を諒解してゐたわけではなく、依然として封建的支配權の安堵を願つてゐたものが多數存したことである。かくて封建的政治組織打破の第一着手は、完全なる近世國家的統一論と藩體制維持論との妥協的處置たる版籍奉還なる形をとらねばならなかつた。^(註) 之によつて從來の所謂三治制度(正しくは府縣と藩との二治制度)は形式的に廢止せられ、舊藩主は知藩事として、地方行政の長官たること恰も知府事・知縣事と異るところなき状

11) 「大隈伯昔日譚」400—401頁

態となつたが、併し之によつて出来上つた日本國家は、恰も藩體制の上に立つ聯邦政治組織であるかの如き觀を呈した。具體的に之を見れば、知藩事の土地・人民に對する關係は舊の如く、また彼等は舊臣を役人として舊領内に於て獨立の政治を行ひ、各々藩力の養成に努めたので、各藩は依然獨立の政治區たるを脱せざる有様であつた。更に諸藩現石の十分の一を知藩事の家祿とし、十分の九を藩政費及士族の祿に充てしめ、中央政府に納入するところはその殘餘に過ぎず、かくては前述の如き中央政府の歲入源の確立は、到底之を望み得なかつた。¹²⁾

(註) 明治元年、長州藩士木戸孝允、薩摩藩士大久保利通は各々その藩主を説いて版籍を奉還せしむることとし、次で土佐・肥前の兩藩主も後藤象二郎・大隈重信等の説得によつて之に同意し、明治二年正月二十日、此等四藩主は連署上表して版籍奉還を奏請した。從來、徳川幕府に代つて第二の覇者たるべき事を杞憂せられてゐた薩長二藩に加ふるに、土佐及び肥前の四雄藩が右の奏請をなしたため、他の諸藩も續々之に倣ひ、仍て朝廷に於ては同年六月十七日勅して之を許し、その請はざるもの三十餘藩に對しては、論じて版籍を奉還せしめられた。右の四藩の上表には「今謹んで其版籍を收めて之を上る。願くは朝廷其宜に處し、其與ふべきは之を與へ、其奪ふべきは之を奪ひ、凡そ列藩の封土、更に宜しく 詔命を下し、之を改め定むべし。而して制度・典型・軍旅の制より戒服器械の制に至るまで、悉く朝廷より出で、天下の事大小となく、皆一に歸せしむべし。然る後に名實相得、始めて海外各國と並立すべし」云々とある。大隈侯は之を解釋して「其上表は、我國體と政制の上より論を立て、大義名分の存する所を明かにして、政令を一途に歸せしめんと云ふに過ぎざるのみ。直ちに藩を廢して縣と爲し、封建の制度を仆滅して郡縣の制度に變移せんとの趣旨を述べたるものにあらざるなり。約して云へば、地方分權に代ゆるに中央集權を以てせんとの意なりしなり」と述べて居られる。¹³⁾ この思想は王政復古を藩體制の上に立つ聯邦政治組織たらしめんとするものであつて、既に幕末にも現はれ、徳川慶喜もその大政奉還の上表中に「政權を朝廷に奉歸、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護仕り度く」云々と述べてゐる。¹⁴⁾

かゝる状態は、完全なる近世國家的統一を理想とする人々の到底満足するところではなかつた。かくて當局者の努力と時勢の進展とによつて、四年七月十四日遂に廢藩置縣が斷行せられ、之によつて我國の近世國家的統一は

12) 「貨政考要」(「明治前期財政經濟史料集成」第十三卷、296頁)

13) 「大隈伯昔日譚」402頁

14) 「世界歴史大系」日本史第三篇、442頁

略々その完成を遂げた。之を個々の事柄に就て見るに、所謂三治制度は名實ともに廢せられて全國は郡縣的政治組織に統一せられ、全国各地に國の地方長官を置く事が明かとなり、従つて近代的官僚群が中央・地方の政治を掌ることゝなつた。之と共に士族の祿制は廢止せられ、國民皆兵制度が施行せられ、茲に近代的軍隊組織が確立することゝなつた。此等の官僚及軍隊を維持すべき國家の財源は、全國の土地・人民が政府の直轄に歸した結果、大いに更張せられた。また從來各藩が發行せる私の貨幣即ち藩札はその通用を停止せられ、國の貨幣のみが流通することゝなり、同時に諸藩がその領境に設けたる税關的施設が廢止せられた結果、商品の全國的流通の發達が促進せらるゝことゝなつた。かくて經濟の統制は國家的規模にまで高められ、所謂國民經濟が成立し、同時に資本主義經濟生成への第一の關門が開かれたのである。

四 民主々義的諸變革

近世資本主義經濟は、經濟的自由主義を以てその基本的原理とする。經濟的自由主義は、私有財産制度と自由競争とをその實質的内容とし、個人の經濟活動を自由に放任するならば、人類全體の幸福は期せずして到るとするものである。茲に所謂民主々義的變革とは、かゝる原理に基く社會組織及制度の變革を意味するものであつて、明治維新に際してそれが如何に行はれたかを一瞥しよう。

先進資本主義諸國に於ては、近世國家的統一は必ずしも全幅的な民主々義革命を意味しなかつた。それは結局に於て資本主義經濟の育成に大なる貢獻をなしたことは前述の如くであるが、併し近世國家のよつて立つ原理

は、中世都市の經濟政策原理を繼承せる全體主義であり、その具體的な政治形態は專制君主制若くは所謂絕對王政であつた。例へば佛蘭西に於ては、ギルド制度は近世國家的統一によつて廢止せられず、却つて國家的規模にまで高められ、之によつて商工業は國家的に統制せられ干渉せられたのであつて、その制度の廢止は之を大革命に俟たねばならなかつた。即ち中世の絶對的教權に對する人間的自我の覺醒は、近世國家の成立によつて一先づ自己を實現し、更に個人的自我の覺醒となつて、或は急激に或は徐々に、絶對王政を打破し、以て民主々義的な社會を齎らしたのであつた。

之を我國に就て見るに、前述の版籍奉還に際して、一部の人々が藩體制の上に立つ聯邦政治組織を以て理想とし、地方に於ける藩主の政治的・經濟的權力を萬來のまま存置せんとしたことは、近世國家的統一に必ずしも民主々義的變革の伴ふものでない事を示すものであるが、更にその具體的な例として商法司の下に於ける經濟政策を擧げることが出来る。商法司は由利公正の建議に基いて明治元年閏四月に設置され、二年三月に廢止せられたものであるが、その下に於ける經濟政策は、國民に資金を貸與して殖産興業に努めしめ、その生産物は官が之を買收し賣却することとし、中間にあつて利益を壟斷する商人・高利貸の介在を拒み、以て生産者の福利増進と官の直接的利益とを目的とせしものであつて、換言すれば徳川時代諸藩に行はれたる國産獎勵政策乃至藩營專賣制度を國家的規模にまで高め、近世國家としての我國の富國強兵の基礎を築かんとしたものであつた。¹⁵⁾

併し乍らかゝる方策は當時の我國の實情に即したものではなかつた。即ち國內的に之を見るに、徳川時代商業資本主義は頗る高度に發達し、その勢は既に封建領主の專制主義に對して諾々として従はざるの域に進んで居

15) 伊東彌之助「通商司政策に於ける爲替會社」(慶應義塾經濟史學會紀要「明治初期經濟史研究」第二部所收) 4頁以下參照

り、殊に開港後は地方商人の進出目覺ましく、自由なる經濟活動の利益を享受し、進んで産業資本家の域に至らんとしてゐた¹⁶⁾。加ふるに維新の變革に於て所在の富商の財政的援助がその成功を齎らした一因なるに於ては、商人階級の排除乃至抑壓は到底言ふべくして行はれ難きところであつた。又之を對外的に見るに、明治維新到來の機會を與へたものは外國資本主義の侵入であつて、我國は幸ひにも列強の植民地化の危機を免かれたとはいへ、關稅自主權を有せず且つ治外法權の制限を受けてゐる不具な状態を脱するためには、先進資本主義國の制度文物を學ばなければならなかつた。當時の列強は既に政治的にも經濟的にも民主々義國であつた。さればこそ幕末以來取入れられた政治思想は議會政治思想であり、經濟思想は個人的自由主義であつたのである。かゝる思想を取入れた先覺者が廟堂に立つたのであるから、新政府の政策が自由主義的であつたのは當然である。

かくて明治初年、自由競争と私有財産制度との確立を期すべき一連の改革が行はれた。主なるものに就て見れば、元年に商工業に於ける株仲間制度を廢止したこと、四年及五年に四民職業の自由を認めたこと等は自由競争の確認であり、五年に田地永代賣買の禁を解き、八年に分地の制限を解除せること、此間六年に地租改正に着手して地價を以て地租の課稅標準としたこと等は、私有財産制度の確認であつた。之と關聯して從來商民の商權發達を阻害してゐた府縣營乃至藩營商業の禁止が行はれた。二年六月の達に『三都府諸開港場其他處々へ府藩縣より產物賣捌と唱へ、商會所取立役人出張、米穀其外買しめ致し、諸品追々不融通に相成、商民一般の難澁不少候、是迄一定の商律不相互候より、威權を以て銘々勝手の商業取開、甚以不都合の事に付、此度會計官中通商司を被建、追々商律御取設相成候間、右様の儀一切廢絶被仰付候¹⁷⁾』とあるのがそれであつて、民部省大阪支署は之

16) 石井孝「文久年間に於ける外國貿易の發展と幕府の抑壓政策」(「社會經濟史學」第五卷四號) 參照

17) 18) 「法規分類大全」外交門、開港開市、426頁

を敷衍して『是迄府藩縣共三都並開港場に於て商會設立、商民より權を奪ひ買商を營候儀、苟も政府の體裁に背候』¹⁹⁾云々と達示し、三年八月の通商司心得にも『官途に立つ者苟も商賈と利を争ふこと不可有、諸藩縣の商會を廢せられしも此理より出る處なれば、通商司宜しく注意して他の心得ざるものに懇に説示すべし』²⁰⁾とある。要するに商權は商民の手へといふのが此等の布達を貫く精神であり、諸藩商會所の禁止はその表現であつた。

此等の改革は、併し乍ら、民主的なるものゝ發達に對して桎梏となるべき封建的諸制限を取除いたものに過ぎなかつた。而もその民主的なるものは、如上の諸變革を受入れるに足る程度にまで發達してゐたとはいへ、未だ甚だ脆弱にして、之を直ちに自由に放任するならば、到底外國資本主義と對抗し得ることを期待し得ないものであつた。換言すれば徳川時代の商業資本は、たとひ産業資本に轉化するが如き勢ひを示して居たとはいへ、未だ獨力を以て發展すべき基礎を有してゐなかつた。茲に於て採られたのが積極的な民主主義の助成策であり、具體的には舊町人階級を客體とする經濟政策である。前述の如く商法司の下に於ける經濟政策は根本に於て官の商權の伸張を圖りしものであつたが、この政策は忽ち拋棄せられ、そのあとには通商司（二年六月設置）による新しい經濟政策が始められた。即ち政府は上述の如く商民の商權の伸張を以て政策原理とすることを明かにすると共に、通商司の下に半官半民の通商會社及爲替會社を設立せしめ、更にその配下に商社の設立を勸奨した。此等の合本結社は、資本の結合によつて庶民的産業規模を擴大し、以て庶民經濟力の伸張に資すると共に、外國商人に對する對抗力を養成することにその重點を置けるものであつて、民間産業に對する干涉自體は、その本來の趣旨ではなかつた。²⁰⁾

19) 同上、424頁
20) 伊東氏、前掲論文參照

右の通商司の經濟政策は、當時の我國經濟の狀態に應じ、經濟政策とは稱し乍ら商業及金融の方面に重點を置かざるを得なかつた。併し之のみでは外國資本主義に對抗するを得ず、而も近代的産業資本主義の自然的發展を拱手して待つことは到底許されない狀態であつた。茲に於て採られたが、模範工場を設置を中心とする一連の勸業政策であつて、それは主として明治六年以後數年間に亘つて行はれた。^(註)

(註) 經濟的自由主義は主として後藤象二郎・五代友厚等によつて唱導せられた。彼等の所論の中心思想は「商法は政府自ら之を爲すを禁ず。通く下商民になさしめ政府は商家益分の多數に應じ多少の商稅を收めしむ。是政府に於て許を開くの大善目也²¹⁾」であつて、實に通商會社・爲替會社の設立は、五代等の建議に基いて行はれたところであつた。五代友厚や澁澤榮一が官途を退いたのは、民間に下つて産業の指導に任せんがためであつたが、後藤象二郎も亦同様の意圖を以て野に下つた。曰く「薩長が上に飛揚し、一般の國民其權力を分つ能はざるは、彼維新改革を大成するに於て、兩藩が最も其力を致したるの餘惠なるべきも、民間の勢力の至て薄弱にして其跋扈を抑制する能はざるも、亦其一大原因と謂はざる可からず。然らば今日の急務は先づ民間の勢力を養成して強大ならしむるに在り。而して之を養成するの術は國民をして富貴ならしむるに在り。其富貴ならしむる術は商賈貿易を舍きて他に是なきなり。……是を以て余は野に下りて身を商人に變じ、盛んに商賈貿易を營みて實力を養ひ、延きて一般國民の富實を計り、民間の勢力を養成し、下より薩長の權力を殺ぎ、以て藩閥政府を打破して國民的政府を樹立せんとす」云々と。²²⁾之は征韓論に際して彼が大隈重信に語つた心境である。その直接目的が藩閥政府の打破にあつたとするも、之によつて彼が民力の伸張を重要視した事は窺はれるであらう。

以上の如くにして民主々義的諸變革が行はれ、經濟的自由主義を原理とする資本主義經濟の進むべき途が開かれたが、併し之を以て我國は直ちに完全な民主々義的な社會に進んだわけではない。蓋し上述の如く、當時の商品及貨幣經濟は自ら進んで變革運動を起すまでには至つてゐなかつたからであり、苟も變革を欲するならば、その欲求は官僚を通じて表現せざるを得ない程度に過ぎなかつたからである。また民主々義的變革が近世國家的統

21) 「五代友厚意見書」(「岩倉具視關係文書」第八、345頁)

22) 「大隈伯昔日譚」 690—691頁

一と一體として時を同じうして行はれ、ために資本主義の擔當者に於て民主々義的訓練をなすの餘裕が與へられなかつたからである。かくて明治維新は、その民主革命的な方面によりて資本主義經濟の進むべき大道を開いたが、民主々義が完全なる姿に於て實現するためには、其後尙ほ長き年月を要したのである。

五 結 語

以上、明治維新を近世國家的統一と、民主々義的變革との二方面に分つて考察した。維新の變革の根本的原理を以て國民主義であるとするならば、その具體的表現は、五箇條の御誓文並に政體書に示されてゐるが如く、政治的には朝廷の權威を中心とする近世國家的統一であり、社會的には民主々義的變革であつた。この兩者は共に當時の我國經濟社會の發達狀態に應じたものであり、同時に外國資本主義の侵入によつてその機會を與へられ、促進せられたものであつた。近世國家的統一は資本主義經濟を育成すべき溫床を提供するものであり、民主々義的變革はその發展に坦々たる大道を開くべき役割を持つてゐる。この意味に於て明治維新は、我國資本主義經濟の生成發展に對する政治的社會的基礎を提供した。こゝに明治維新の重要な經濟的意義が存する。

右の近世國家的統一は、比較的容易に且つ速かに完成することが出來たが、民主々義的變革は斯くの如く容易に行はれず、従つて民主々義社會が完全に自己を實現するためには其後尙ほ長き年月を要した。それは近世國家的統一と民主々義的變革とが一體として時を同じうして行はれたがために、資本主義經濟の擔當者に於て民主々義的訓練が行はるべき餘裕が存しなかつたからであり、彼等が自ら民主々義社會を開拓する意思と力とに缺けて

ゐたからである。かくて民主々義的變革は、官僚を通じて、或は官僚の手によつて行はれねばならなかつたのであつて、その具體的な現はれが自由主義的保護政策である。²³⁾ 換言すれば民主的なるものを育成せんがための保護政策である。この事の故に民主々義は近世國家的統一主義と結びつき、その一面に於て專制主義的部面、具體的には所謂藩閥政治が現はれ、また政府と政商との結托が行はれ、却つて健全な民主々義的社會の實現に障礙となるが如き状態が発生した。之即ち藩閥政府に對する民權運動が勃興した所以であつて、前掲の後藤象二郎の言の如きは、よくこの間の事情を物語るものであらう。

民主々義的變革が天降りのであり、民主々義社會の成立が自然生長的でなかつたこと——それは我國が突然入り込んだ國際社會が既に資本主義的であり、外國資本主義と對抗するためには速かに我國自身資本主義化せざるを得なかつた當然の結果であるが——茲に我國資本主義經濟成立過程の特色があり、明治維新に際して封建的なものを一掃し得ざりし所以が存する。

23) 伊東氏、前掲論文、28頁